

平成 24 年度予算編成等における 政策評価の活用状況

1. 予算編成関係	1
2. 税制改正関係	3
3. 関税改正関係	17
4. 財政投融資編成関係	19

政策評価の結果の活用状況

- ・各行政機関が行った政策評価の結果を活用し、個々の事務事業の効率性等を検証。その結果を予算に的確に反映。
- ・政策評価の結果の24年度予算への活用額は185億円。

◆ 主な活用事例

《外務省》

- 海外広報、文化交流（うち具体的施策「海外広報」）（活用額：▲41百万円）

<政策の概要>

海外における対日理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備する。

<政策評価の結果の要求への反映状況>

日本の政策発信及び各種媒体の特性を活かした海外広報活動を強化する必要があることから、インターネット発信関連経費、ジャパン・ビデオ・トピックス（日本事情発信資料）の作成経費等必要な経費を要求。

<政策評価の結果の活用の内容等>

日本の政策発信及び各種媒体の特性を活かした海外広報活動の必要性は認められるものの、政策評価の結果を活用し、インターネット発信事業等に重点化しつつ、ジャパン・ビデオ・トピックス等の作成本数の見直しなどを行い、事業全体の更なる効率化を図った上で所要の予算を措置。

《経済産業省》

- 中小企業の経営支援策（うち新事業活動促進支援事業）（活用額：▲200百万円）

<政策の概要>

中小企業による農商工連携や異分野の中小企業同士の新連携等による新商品・新サービスの開発・販路開拓への支援を通じ、中小企業の経営支援を図る。

<政策評価の結果の要求への反映状況>

中小企業の活性化・健全な発展を図るべく、中小企業における新事業活動の促進等を支援する必要があることから、新商品・新サービスの開発等の取組みへの支援に必要な経費を要求。

<政策評価の結果の活用の内容等>

中小企業の活性化等のための取組みへの支援の必要性は認められるものの、政策評価の成果目標の見直しを進めるとともに、目標を達成しうる案件への重点化等、事業全体の効率化を図った上で所要の予算を措置。

《環境省》

- 生物多様性の保全と自然との共生の推進（うち、基盤的施策の実施及び国際的取組）
(活用額：▲21 百万円)

<政策の概要>

生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。

<政策評価の結果の要求への反映状況>

生物多様性の保全と持続可能な利用は人類共通の課題であり、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的な連携の強化を図る必要があることから、事業の見直し・縮減を図りつつ、必要な予算を要求。

<政策評価の結果の活用の内容等>

生物多様性の保全と持続可能な利用は人類共通の課題であり、本施策の必要は認められるものの、政策評価の結果を活用し、政策のうち一部の目標・指標（植生図整備図面数の割合等）については達成目前であることを踏まえ、事業の規模を縮減する等の経費削減を実施。



(計数については、精査の結果、異動を生じる場合がある。)

平成 24 年度税制改正における政策評価の活用

1. 租税特別措置の見直しにおける政策評価の活用

(1) 税制改正を行うに当たっては、これまででも要望時において各府省庁に対し、各府省が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省との議論の材料としてきた。

また、平成 22 年度税制改正大綱においては、租税特別措置の抜本的な見直しを行うこととされ（下記（2）参照）、税制調査会において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」及び「政策税制措置の見直しの指針（6 つのテスト）」が策定された。

上記「指針」においては、租税特別措置の「有効性」を判定する際の基準の一つとして、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に認識されているかが挙げられている。

参考：『平成 22 年度税制改正大綱（抄）』（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）

政策税制措置の見直しの指針（「6 つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
- 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段として適格であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。

(2) また、平成 22 年度税制改正大綱において、平成 22 年度税制改正から始まる 4 年間で政策税制措置を抜本的に見直すこととされ、これを踏まえて、法人税関係の租税特別措置等の新設、拡充・延長の要望を行う場合には、事前評価及び事後評価により政策を検証することが行政機関に義務付けられるとともに、各府省が行った租税特別措置等に係る政策評価について、総務省により、評価に求められる一定の水準に達しているか（税制改正作業等に有益

な最低限必要となる要素（項目）の説明が行われているか）の観点から点検が行われることとなった。

- (3) 平成 24 年度税制改正においては、上記のとおり、各府省が行った政策評価や総務省が行った政策評価の点検結果等を踏まえて検討を行い、見直しの対象となった 90 項目の租税特別措置のうち、当初の政策目標が既に達成されていると思われるものや、適用数が僅少であり効果が確認されないもの等、24 項目について、廃止・縮減することとされた。

なお、平成 24 年度税制改正のうち、新成長戦略実現に向けた税制措置である「研究開発税制の上乗せ特例の継続」及び「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長」に関しては、これらの措置による経済波及効果が関係省庁により試算され、公表されている。

2. 「租特透明化法」における政策評価の位置付け

租税特別措置の見直しを効果的に進める上では、まずはその適用の実態を明らかにすることが必要不可欠であるとの認識の下、これまで適用実態が十分に把握されてこなかった租税特別措置について、適用実態を明らかにするとともに、その効果を検証できる仕組みとして、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が平成 22 年 4 月 1 日に施行された。これにより法人は、平成 23 年 4 月 1 日以後終了する事業年度から適用額明細書を提出することとされ、財務大臣は適用額明細書に基き適用実態を調査し、調査により収集した情報を各府省が行う政策評価のために提供することができ、また、調査の結果を毎会計年度に開催される国会に報告することとされている。

『租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律』

（適用実態調査情報の提供）

第 6 条 行政機関の長又は総務大臣は、当該行政機関が行う政策評価法第 3 条第 2 項に規定する政策評価又は総務省が行う政策評価法第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による評価を行うために必要があると認めるときは、その必要な限度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。以下同じ。）の提供を求めることができる。

2 省 略

3. 今後の税制改正に向けて

今後とも各府省における政策評価を活用するとともに、今後租特透明化法に基づき提供される租税特別措置の適用状況等に関する情報等も活用しながら、引き続き租税特別措置の見直しを進める。

参考：『平成 22 年度税制改正大綱（抄）』（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）

第2章 新しい税制改正の仕組み

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

（1）「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

（略）

なお、今般適用期限を延長するとしたものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

第2章 新しい税制改正の仕組み

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

（1）「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました（別紙参照）。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で82項目、地方税で90項目の見直しを行いました。この結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長するとしたものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

（2）租特透明化法（仮称）の制定等

租税特別措置の抜本的な見直しを進めるに当たり問題となるのが、現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なからずあることです。租税特別措置は、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与えるという意味で補助金と同じ機能を果たすものであり、外国では「租税歳出」とも呼ばれています。こうした租税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて、透明でなければなりません。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、来年の通常国会において「租特透明化法（仮称）」の制定を目指します。租特透明化法（仮称）では、法人税関係の租税特別措置について提出を求める「適用額明細書」を集計するなどの方法により租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めます。なお、法施行後の状況を踏まえ、国会への報告のあり方等について必要な見直しを検討します。

また、地方税における税負担軽減措置等についても、その適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において所要の措置を講じます。具体的には、地方税に関する統計資料等により地方税における税負担軽減措置等の適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することなどを定めます。

租税特別措置の見直しに関する基本方針

1. 見直しの対象

- (1) 租税特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で 241 項目）の全てについて、今後 4 年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めのない措置等を隨時加えたものとすることを基本とする。

2. 見直しの方針（「ふるい」）

租税特別措置の見直しに当たっては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、以下の方針により行うこととする。

- (1) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのある措置については、その期限到来時に廃止する（サンセット）。ただし、別添の「指針」に照らして合理性、有効性及び相当性のすべてが明確に認められる措置に限り、その内容の厳格な絞込みを前提に、原則として 3 年以下の期限を付して存続させることを検討する。
なお、別添の「指針」に照らして厳格な見直しを行った結果、実質的に同じ内容の措置を 20 年を超えて存続させこととなる場合には、原則として、期限の定めのない措置とすることを検討する。
- (2) 既存の政策税制措置のうち、期限の定めのない措置については、関連する措置を見直す場合等の適時に、別添の「指針」に照らして、その適用状況や政策評価等を踏まえて存続の必要性を判断し、存続させる場合は、内容の厳格な見直しを行う。
なお、期限の定めのない措置のうち、もはや適用状況や政策評価等を踏まえた必要性を判断する必要がなく、かつ、課税の公平原則

を逸脱するものではないと明確に認められるものについては、本則化の適否を検討する。

- (3) 政策税制措置を新設又は拡充する場合には、スクラップ・アンド・ビルトを基本とし、その費用対効果の見通しと検証可能性に留意しつつ、別添の「指針」を踏まえてその緊要性を厳格に判断し、原則として、3年以下の期限を付すものとする。

以上

(別添)

政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）

- 背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか
 1. 法律に規定されるなど、所管官庁の政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられているか。
 2. 当初の政策目標が既に達成されていないか。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」が認められるか
 3. 適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないか。
 4. 政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性（費用対効果）が客観的に確認されているか。
 - 補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか
 5. 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確に役割分担がなされているか。
 6. 適用実態などからみて、その政策目的を達成するための政策手段として的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか。
- ※ 上記の「合理性」、「有効性」、「相当性」の検証に当たっては、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的小ない措置（2桁台以下）等については、特に厳格に判断する。

平成24年度改正における租税特別措置の見直し
における政策評価の利用のイメージ

「6つのテスト」に照らした各省における評価

延長・拡充要望

廃止・見直し要望

各府省の評価結果等を
踏まえつつ、「6つのテスト」に照らし、
税制調査会で議論

延長・拡充

廃止・縮減

租税特別措置の見直し結果（平成24年度税制改正大綱）

307

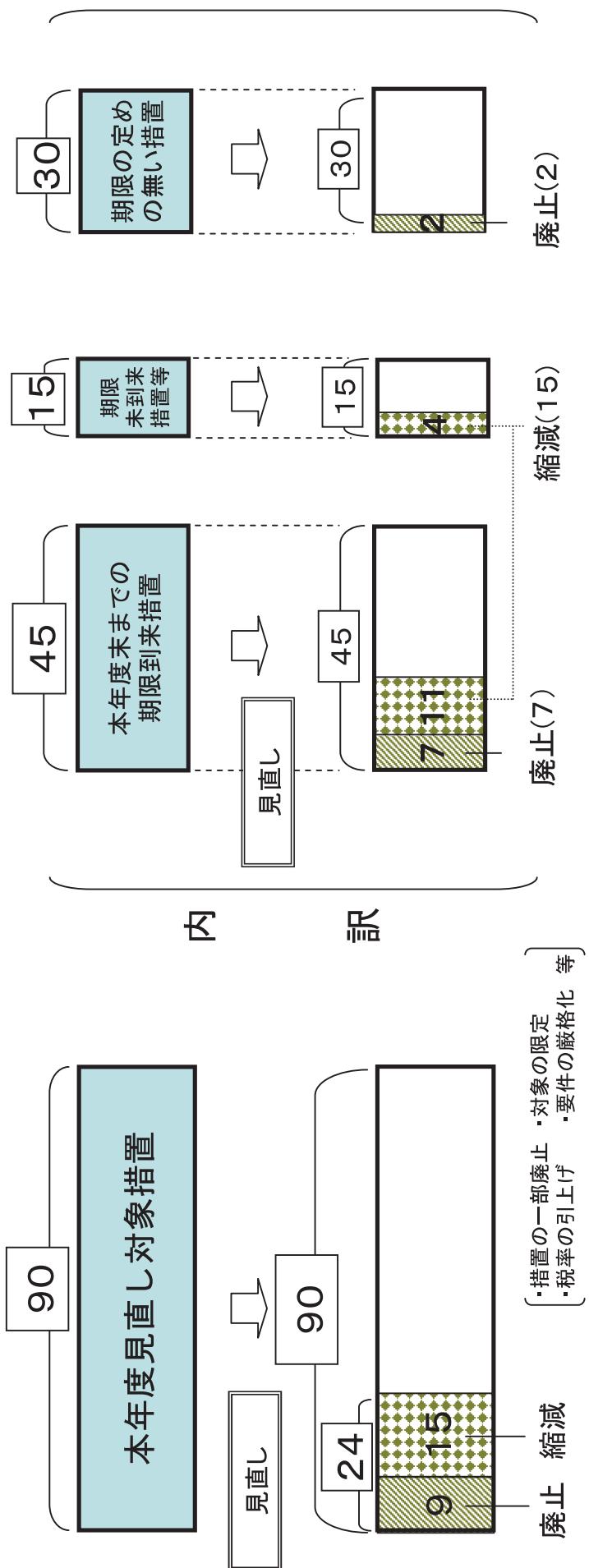
租税特別措置法の規定による特例措置

236

政策税制措置

- ・租税回避防止措置
- ・手続の特例等

(注1) 特例措置数は、平成23年12月2日までの公布法令に基づく
(注2) 修正後の平成23年度改正における廃止4措置を除いて計上



研究開発税制の上乗せ特例(増加型・高水準型)による経済効果について

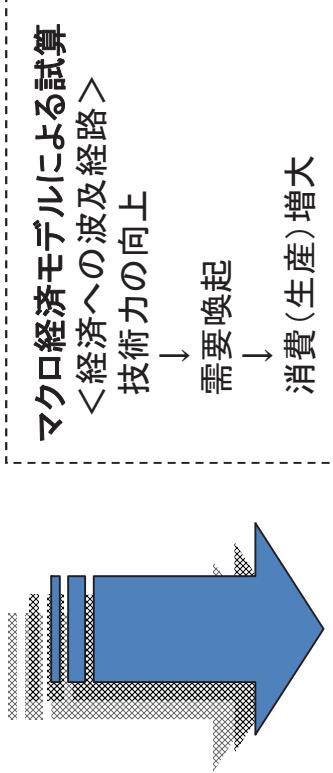
研究開発 投資の増加

研究開発投資額
2年間で約330億円増加

投資拡張
効果 約1.3倍

減収額
2年間で
約260億円

※経済産業省アンケートにより推計
※会社標本調査(国税庁)及び経済産業省アンケートにより推計



経済波及効果

経済波及効果 2年間で約430億円
(10年間で約1260億円)

※他の施策等を考慮せず、本特例措置のみの効果を機械的に算出したもの。

住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の経済効果について

非課税枠拡大後の受贈者数

適用者数
3年間で約7万人増加

非課税措置の
過去の利用状況から推計

受贈者による
住宅投資増加

住宅投資額
3年間で約1.6兆円増加

経済波及効果

経済波及効果 3年間で約2.7兆円

「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(租特透明化法)」について

目的

租税特別措置について、その適用状況を透明化するとともに適切な見直しを推進し、国民が納得できる公平で透明な税制の確立に寄与する。

対象とする租税特別措置

租税特別措置法に規定する措置のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたものとする。

適用実態調査の実施等

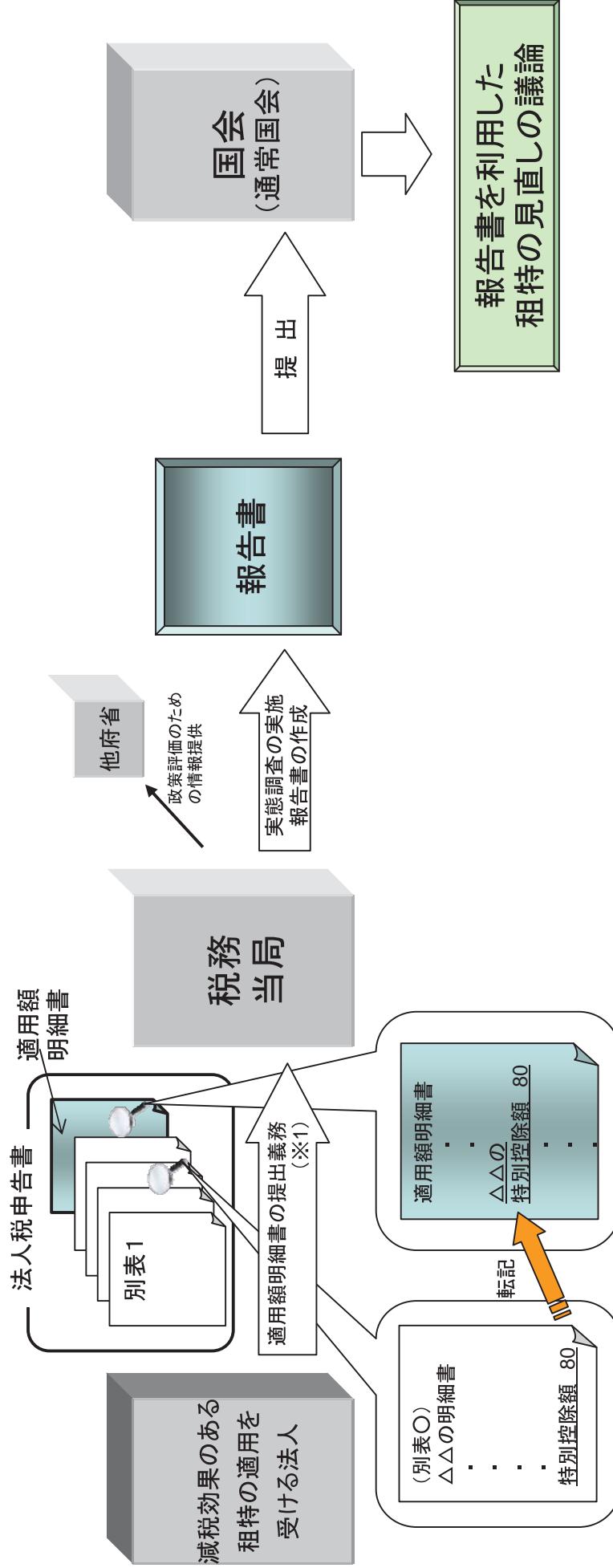
- (1) 法人税関係特別措置（減収効果のあるもの）の適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならない（平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用）。
- (2) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を調査する。
- (3) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用実態を調査する必要があるときは、税務署長に提出される調書等を利用するほか、行政機関等に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

報告書の作成と国会への提出等

- (1) 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成。内閣は、これを国会に提出する（翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とする）。
- (2) 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により得られた情報の提供を求めることができる。

法人税関係特別措置に関する適用の実態把握の流れ(イメージ)

〔平成23年4月1日以降適用額明細書の提出〕
 〔平成24年7月末に報告書の基となる1年分の適用額明細書の提出が完了〕



(※1) 平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用される。
 (※2) 必要に応じ、他の租税特別措置の適用実態を調査する。

平成24年度関税改正における政策評価の活用について

政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の見直しに当たっては、政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果等の観点から個々の要望措置に係る政策評価を実施するため、各要望府省に対し、これらの内容を記載した関税改正要望書の提出を求めている。

※ 関税改正要望書の具体的な記載項目は以下のとおり。

- | | |
|-----------|--|
| 《新規施策》 | ・政策の目的、要望措置の必要性・適正性・効果
・要望措置の対象となる産業の現況、関税以外の施策 等 |
| 《既存措置の延長》 | 上記に加え、
・効果の検証、延長の必要性 等 |

- 関税改正要望の審査に当たっては、関税改正要望書を精査するとともに、その要望府省に対するヒアリングに際して追加資料の提出及び説明を求めるなど、政策評価を活用した関税改正を行っている。

具体的な事例

- 関税改正要望の概要：ふっ化水素に係る基本税率の無税化 [経済産業省]

① 政策の目的

- ・ ふっ化水素を用いて製造されるフルオロカーボン、半導体、液晶、リチウム電池向け中間原料等の価格競争力を確保する。

※ フルオロカーボンは、家庭用調理器具のコーティングに使用されるふっ素樹脂やエアコン等の冷媒として使用される。

② 要望措置の必要性

- ・ ふっ化水素については国内供給の7割近くを輸入に頼っており、そのうち96%が、現在、特恵税率（無税）が適用されている中国からのものである。一方で、中国産のふっ化水素については、その国際競争力の高さに鑑み、平成24年4月から特恵関税制度の国別・品目別特恵適用除外措置の対象となるため、基本税率を改正しなければ、一般の税率（協定税率3.3%）が適用されることとなる。
- ・ ふっ化水素は、先端産業の幅広い分野において使用されており、今後も継続して需要が見込まれることから、特恵関税適用除外に伴う輸入コストの上昇を抑制する必要がある。

③ 要望措置の適正性

- ・ ふっ化水素については、輸入額の96%を占める中国産のものについて、長期にわたって特恵税率（無税）が適用されてきており、基本税率を無税としたとしても、実質的に、従来の関税水準を変えるものではないと考えられる。
- ・ 世界的にふっ化水素の需給が逼迫しており、各国とも輸出余力が小さいことから、基本税率を無税としたとしても、直ちに先進国からの輸入が急増する可能性は低いと考えられる。

④ 要望措置の対象となる産業の現況

- ・ 近年、中国国内の需要急増等からふっ化水素の価格が急騰しており、ふっ化水素を原料として中間原料等を生産する国内メーカー等実需者は、厳しい国際価格競争にさらされている。
- ・ このような状況下において、中国産のふっ化水素の関税率が上昇した場合、国内メーカー等の経営をさらに圧迫するおそれがある。

⑤ 要望措置の効果

- ・ より安価なふっ化水素の確保を可能とすることにより、これを用いて製造されるフルオロカーボン、半導体、液晶、リチウム電池等国内有力輸出品の国際競争力が確保される。

○ ふっ化水素は、現在、開発途上国から輸入するものについて、特恵税率（無税）が適用されているが、中国から輸入するものについては、その国際競争力の高さに鑑み、平成24年4月から特恵関税を適用しないこととなる。このため、基本税率を改正しなければ、適用される関税率が3.3%に引き上げられることとなる。

○ 「ふっ化水素に係る基本税率の無税化」を行うに当たっては、改正要望書の精査及びその後のヒアリングを通じた検討の結果、①ふっ化水素は先端分野に欠かせない中間原料等として今後も継続した需要が見込まれること、②輸入額の約96%を占める中国産のものについて、長期にわたって特恵税率（無税）が適用されており、基本税率を無税としたとしても、実質的に、従来の関税水準を変えるものではないこと、③世界的にふっ化水素の需給が逼迫しており、各国とも輸出余力が小さいことから、基本税率を無税としたとしても、直ちに先進国からの輸入が急増する可能性は低いと認められること等を確認し、当該改正を行うこととした。

今後の課題

○ 各府省から提出される改正要望書について、政策評価の活用に資する観点からより充実したものとなるよう、要望措置の効果を検証するための客観的指標の提示などを引き続き各府省に求めつつ、その積極的な活用を進め、毎年度の関税改正作業においてより多角的な検討を行っていくこととした。

平成 24 年度財政投融資計画編成

における政策評価の活用

24 年度財政投融資計画においては、引き続き対象事業の重点化・効率化を図るとともに、現下の厳しい経済・財政事情を踏まえつつ、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、「日本再生の基本戦略」等を踏まえ、東日本大震災からの復興及び日本再生・成長力強化に積極的に対応することとしており、前年度当初計画と比べ、18.4%増の 17.6 兆円としたところである。（震災復興対応分（4.1 兆円）を除く「通常分」では 13.5 兆円となり前年度当初比 9%減）

財政投融資計画編成に当たっては、従来から、財政投融資対象事業の重点化・効率化を図るため、要求時に事業規模や制度改正等要求事項について有効性・民業補完性等の観点から政策評価を実施し、これらの内容を記載した資料の提出を求め、これを審査において活用しているところである。

24 年度財政投融資計画の編成過程における政策評価の活用例は以下のとおり。

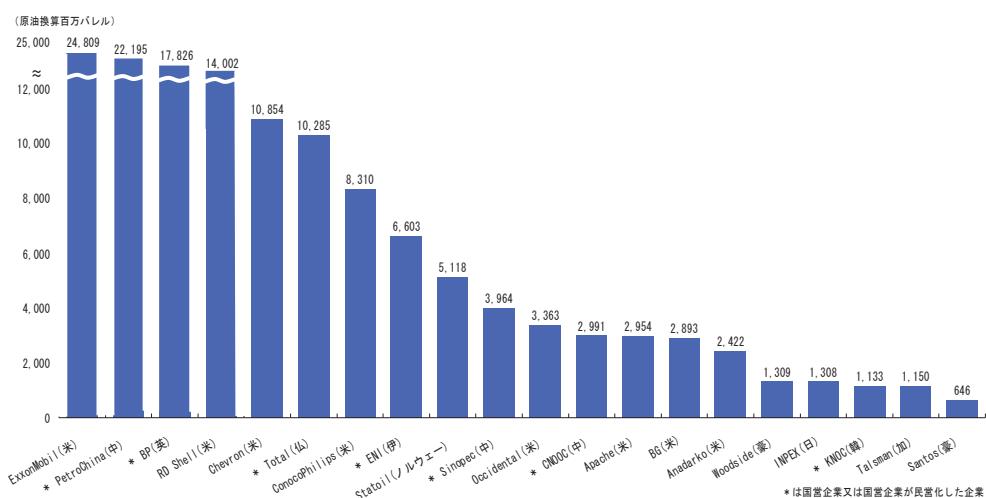
○ 海外開発資金出資事業〔(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)〕

要求事項	海外における天然ガス田の資産買収に必要な資金の出資																																																															
各省庁・機関の政策評価	<p>① 有効性</p> <p>政府は、資源小国である我が国の実情を踏まえつつ、「エネルギー基本計画」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、エネルギー安全保障を抜本的に強化するため、国産を含む石油及び天然ガスを合わせた自主開発比率（現状は約 20%）を 2030 年に 40%以上に引上げることを目標としている。さらに、福島原子力発電所事故の発生により、原子力代替として天然ガスの需要増が見込まれるなど、本事業の重要性は一層高まっている。</p> <p>（参考 1）世界の天然ガス輸入国（2010 年）</p> <ul style="list-style-type: none">1. 日本（7,087 万トン, 31.7%）2. 韓国（3,264 万トン, 14.8%）3. スペイン（2,060 万トン, 9.5%） <p>（参考 2）我が国の電源構成（発電電力量）</p> <table border="1"><caption>参考 2 我が国の電源構成（発電電力量）</caption><thead><tr><th>年</th><th>新エネ等</th><th>原子力</th><th>石油</th><th>LNG</th><th>石炭</th><th>水力</th></tr></thead><tbody><tr><td>1970</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>1980</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>1990</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>1995</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>2000</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>2005</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>2008</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td></tr><tr><td>2009</td><td>0</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td><td>1,000</td><td>0</td></tr></tbody></table>	年	新エネ等	原子力	石油	LNG	石炭	水力	1970	0	0	1,000	0	0	0	1980	0	0	1,000	0	1,000	0	1990	0	0	1,000	0	1,000	0	1995	0	0	1,000	0	1,000	0	2000	0	0	1,000	0	1,000	0	2005	0	0	1,000	0	1,000	0	2008	0	0	1,000	0	1,000	0	2009	0	0	1,000	0	1,000	0
年	新エネ等	原子力	石油	LNG	石炭	水力																																																										
1970	0	0	1,000	0	0	0																																																										
1980	0	0	1,000	0	1,000	0																																																										
1990	0	0	1,000	0	1,000	0																																																										
1995	0	0	1,000	0	1,000	0																																																										
2000	0	0	1,000	0	1,000	0																																																										
2005	0	0	1,000	0	1,000	0																																																										
2008	0	0	1,000	0	1,000	0																																																										
2009	0	0	1,000	0	1,000	0																																																										

② 民業補完性

石油・天然ガス田の買収については、一般的にプロジェクトリスク、カントリーリスクがあり、民間金融機関のみでは開発に必要な資金が円滑に供給されない可能性がある。また、我が国資源開発企業の資源供給力は、元々国営企業であった海外の資源メジャーや新興国の国営企業との比較で、10分の1から20分の1の低い水準にある。中国をはじめとする各国が国を挙げた資源獲得の取り組みを強化する中、我が国としても民間企業の権益獲得に対するより積極的な支援が不可欠である。

(参考) 世界の主な企業の石油・天然ガス確認埋蔵量

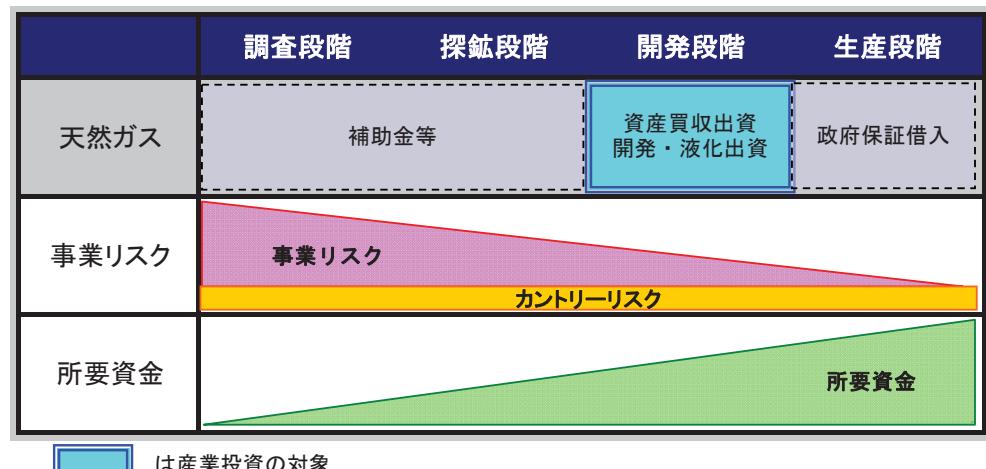


③ その他（リスクコントロール）

上記のとおり、石油・天然ガス田の買収については、一般的にプロジェクトリスク、カントリーリスクがあり、民間だけでは十分に開発が進まない可能性があるため、適切な技術的・経済的指標を用いた厳正な審査を行いつつ、JOGMEC が適正なリスクを負うことにより、民間の資源開発を支援していくこととした。

なお、今般の要求は、既に天然ガスの埋蔵量が確認された、開発段階にあるガス田の資産買収に係る出資であり、調査・探鉱段階の事業に比べればリスクは低いと考えられる。

(参考) 石油・天然ガス開発支援の全体像



	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源価格の高騰や資源ナショナリズムの高揚といった環境変化に加え、原発事故の影響によるエネルギー政策の見直し等もあり、天然資源の確保は我が国にとってこれまで以上に重要な課題となっている。 ・ しかしながら、必要となる開発費用の高騰化等により民間の資源開発企業だけで対応することは困難な状況となっており、競争相手である海外企業が国の支援を受けて取り組みを強化している点も踏まえると、JOGMECによる支援を強化する必要があると考えられる。 (参考) 日本再生の基本戦略（23年12月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ○ 円高メリットの活用による海外M&Aの促進や資源確保等 「円高対応緊急ファシリティ」や、産業革新機構の政府保証枠拡充等を活用した海外M&Aの促進、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）への出資拡充（JOGMECに係る法制上の措置）を通じた資源確保の強化に取り組む。 ・ こうした観点から、JOGMECの天然ガス田の資産買収、開発・液化事業への出資を行うこととした。ただし、審査が厳正なものとなるよう、審査体制等の整備について求めていくこととし、また、出資比率については、民業補完性及び収益性確保の観点から民間主導の案件形成を維持するため、JOGMECが筆頭株主とならないことを条件に50%を上限とすることとした。 (参考) 天然ガス、金属鉱物、石炭及び地熱に係る支援について新たに産投資金を活用することを含め、JOGMECの資源開発支援機能を強化・整備するためのJOGMEC法改正案が国会に提出済。
--	---

参 考 資 料

(政策評価の活用状況事例)

(24年度政府案)

平成24年1月
財務省主計局

(目 次)

所管	政 策 策 名	頁
内閣府	消費者政策の推進	1
総務省	国家公務員の人事管理の推進	2
法務省	人権の擁護	3
外務省	海外広報、文化交流（うち具体的な施策「海外広報」） 地域住民に開かれた信頼される学校づくり（うち、学校運営支援等の推進事業）	4 5
文部科学省	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組（うち、ライフサイエンス分野の研究開発の推進等に必要な経費）	6
厚生労働省	個別労働紛争の解決の促進を図ること 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る（うち中央福祉人材センター運営事業）	7 8
農林水産省	食の安全と消費者の信頼の確保	9
経済産業省	中小企業の経営支援策（うち新事業活動促進支援事業）	10
国土交通省	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	11 12
環境省	生物多様性の保全と自然との共生の推進（うち、基盤的施策の実施及び国際的取組）	13
防衛省	研究開発の推進（うち、潜水艦用新魚雷の開発）	14

(注)・23年度当初予算額、24年度要求額合計、政府案及び査定における政策評価の結果の活用額（削減額）の下段（ ）書きの計数は、各政策欄の（ ）書きの事業に対する金額である。

- ・政策評価の結果を活用し予算の効率化に繋がる取組みを行つたものを「査定における政策評価の結果の活用額（削減額）」として記載している。
- ・計数等については、精査の結果、異動を生じることがある。

所	管 内閣府	政 策 名		消費者政策の推進	24年度			
		当初予算額	要 求 標 額(削減額)		當定における政策評価の結果の活用額(削減額)	23年度	要 求 標 合 計	政 府 府 案 結果
予 算 科 目	会計	組織(勘定)	項	事 項	要 求 標 額	要 求 標 合 計	政 府 府 案 結果	
一 般	消 費 者 厅	消 費 者 政 策 費	消 費 者 政 策 政 策	消 費 者 政 策 政 策	1,891	2,033	1,977	
△ 6								
政 策 の 概 要	消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自立の支援その他の基本理念にのつとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利権の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物質の品質に関する表示に関する事務を行う。	達 成 し よ う と す る 目 標	消 費 者 基 本 法 (昭 和 四 十 三 年 法 律 第 七 十 八 号) 第 二 条 の 消 費 者 の 権 利 の 尊 重 及 び 其 の 自 立 の 支 援 そ の 他 の 基 本 理 念 に の つ ど り 、 消 費 者 が 安 心 し て 安 全 で 豊 か な 消 費 生 活 を 営 む こ と が で き る 社 会 の 実 現 に 向 け て 、 消 費 者 の 利 権 の 保 护 及 び 増 進 、 商 品 及 び 役 務 の 消 費 者 に よ る 自 主 的 か つ 合 理 的 な 選 択 の 確 保 並 び に 消 費 生 活 を 営 む こ と が で き る 社 会 を 実 現 す る こ と 。	達 成 し よ う と す る 目 標	1,891	2,033	1,977	
目 標 を 達 成 す る 手 段	消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十 八号)第四条に規定される事務の遂行。	目 標 測 定 す る 方 法	消 費 者 基 本 計 画 の 具 体 的 施 策 の 実 施 状 況 に 関 す る 檢 証 及 び 評 価 や 政 策 評 価 を 通 し て 、 各 施 策 の 実 施 状 況 を モニタリ ング す る こ と 等 に よ り 、 総 合 的 に 評 価 。	目 標 測 定 す る 方 法	1,891	2,033	1,977	

要 求 省 厅 に よ る 政 策 評 価

① 政 策 の 必 要 性

消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利権の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物質の品質に関する表示に関する事務を行う必要がある。

② 政 策 の 有 効 性

上記政策を構成する各施策について、消費者基本計画に盛り込まれた具体的な施策にそつて基本目標を設定しているが、平成22年度においても一定程度進歩があつたものと認められる。しかし、消費者行政を取り巻く課題は「消費者基本計画」の検証・評価・監視の結果、新たに明らかになつたものも含めて山積している。
また、国民から期待される業務課題に照らし、適切な達成目標・測定指標を設定するに当たつて困難な面もあつたことは否定できない。
これらの課題に対しては、引き続き「消費者基本計画」の検証・評価・監視と運動しつつ、「消費者基本計画」に掲げられた各具体的な施策について有効な推進の観点から取り組んでいくこととする。

③ 政 策 の 効 率 性

当政策を構成する各施策の達成手段となる各事務事業については、当庁の「予算監視・効率化チーム」における行政事業レビュー等を通して、予算執行の効率性の向上を図るべく、適宜、点検を実施している。
引き続き「消費者基本計画」の検証・評価・監視と運動しつつ、「消費者基本計画」に掲げられた各具体的な施策について効率的な推進の観点から取り組んでいくこととする。

④ 予 算 要 求 へ の 反 映 内 容

平成22年度政策評価の結果を踏まえ、事故調査機関の設置、リスクコミュニケーションの実施、食品表示一元化に関する調査等において、必要な平成24年度予算要求及び機構・定員要求を行つた。

財 务 省 の 考 え み わ

① 政 策 の 必 要 性

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利権の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物質の品質に関する表示に関する事務を行う必要がある。

② 政 策 の 有 効 性

上記政策を構成する各施策について、消費者基本計画に盛り込まれた具体的な施策にそつて基本目標を設定しているが、平成22年度においても一定程度進歩があつたものと認められる。しかし、厅の設置(21年9月から日が長いこともあり、消費者行政を取り巻く課題は「消費者基本計画」の検証・評価・監視の結果、新たに明らかになつたものも含めて山積しており、引き続き政策評価結果等を踏まえつつ、有効性の観点から取り組んでいく必要があると考えられる。

③ 政 策 の 効 率 性

当政策を構成する各事業については、「予算監視・効率化チーム」における行政事業レビュー等を通して、予算執行の効率性について一定程度確認していると考えられ、引き続き各施策について効率性の観点から取り組んでいく必要がある。

政策評価結果の活用状況
政策評価結果を踏まえ、リスクコミュニケーションの実施について、開催回数を確保したまま着実に実施することとし、より効率的な執行による職員旅費の効率化(日帰り化)や説明資料の集約化(種類を厳選)するににより事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。

所 管	総務省	政 策 名			国家公務員の人事管理の推進	24年度		
		会計	組織(勘定)	項 目		当初予算額	要 求 額	合 計
予 算 科 目	一般会計	総務本省 人事・恩給局	人事管理推進費	人事管理の推進に必要な経費	138	128	115	△ 5
政 策 の 概 要	的確な人事管理を推進し、公務員が能力を発揮できる環境を整備するとともに、国家公務員制度改革を推進する。			達成しようとする目標	国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現する。			
目 標 を 達成す る手 段	能力・実績主義を重視した人事運用の推進、適切な退職管理の推進及び多様な人材の確保・活用の推進等			目標の達成度合	国家公務員I種事務系区分採用者に占める女性の割合 男性職員の育児休業等取得者数			

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性

能力・実績主義を重視した人事運用の推進においては、能力・実績主義の人事管理のための人事評価制度が平成21年から実施されたことから、制度の定着及び円滑かつ適切な運用を推進する必要がある。また、厳しい財政状況の下、公務員人件費の抑制を進めることなどが求められている。公務員制度においては、天下りあっせんの根絶など、退職管理の一層の適正化を図るとともに、定年まで勤務できる環境を整備を進めなければならない。また、公務員人件費の抑制を進め、限られた人材・資源を有効に活用することなどが求められている。

そのため、人事管理機能を強化し適材適所の人材登用配置を図り、各行政機関における適切な人事管理の推進を進めているとともに、職員の再就職の適正の確保及びその透明性を確保するため、国家公務員の再就職情報の一元管理・公表を着実に実施する必要がある。

② 政策の有効性

国家公務員の再就職情報の一元管理・公表やその他の再就職の状況に係る政府全体を通じた調査・状況把握とそれらの調査等の結果を踏まえた対応により、適切な退職管理の推進は進展している。

女性国家公務員の採用の拡大やチャレンジ雇用の推進といった取組に関しては、各府省において多様な人材の確保が図られているところであり、その有効性が認められる。

③ 政策の効率性

各政策の実施に必要な調査については、必要最小限の所要経費で効率的に実施するよう努めている。

④ 予算要求への反映内容

既存事業に於いては、単価の見直しなどにより予算を縮減する一方、下記の施策について重点的に予算要求をした。

- ・人事評価制度についてには、評価の目線を合わせの重要性からも評価者講座の充実が必要であることから、開催回数を増やす一方で、既存経費の見直しを行うなど予算の工夫を行った。
- ・官民人事交流については、民間企業向けの説明会の開催回数を増やす一方、これまで別途開催していた各府省等と民間企業との意見交換会を開催して効率的に開催する工夫により、官民人事交流のネットワーキングをアピールする機会を確保しつつ、予算の縮減を行った。

財 務 省 の 考 え 方

① 政策の必要性

能力・実績主義を重視した人事運用の推進、適切な退職管理の推進及び多様な人材の確保・活用の推進により、各行政機関における適切な人事管理の推進を図ることは必要であると認められる。

② 政策の有効性

能力・実績主義を重視した人事運用の推進においては、的確な人事評価を図るために開催される評価者講座において、参加者より、有益であつたとの意見も多く、制度の定着及び運用において一定の有効性が認められる。適切な退職管理の推進においては、国家公務員の再就職情報の一元管理・公表がなされ、適切な退職管理の推進に寄与しており、有効性が認められる。

多様な人材の確保・活用の推進においては、目標値を設定した女性国家公務員の採用の拡大や国家公務員の配置転換の円滑な実施で、ともに目標を達成しており、有効性が認められる。

③ 政策の効率性

人事評価制度の評価者講習会については、効率性の観点からの対象者の継り込みなど改善の余地がある。

政策評価結果の活用状況

政策評価結果の結果を達成するため、能力・実績を重視した人事運用の推進に必要な予算を措置した。政策評価結果の結果を達成するため、能力・実績を重視した人事運用の推進に必要な予算を措置した。

所 予 算 科 目	管 理 目	法務省		政 策 策 定		人権の擁護 事 項		当初予算額 △12	要 求 額 △12	23年度		24年度	
		会計	組織(勘定)	人権擁護推進費	他	人権擁護の推進に必要な経費	人権擁護の推進に必要な経費			政策 府 計	政策 府 計	政策 府 計	政策 府 計
政策の概要	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する	一般会計	他	法務本省	他	人権擁護推進費	他	3,205	3,463	3,244	3,244	△12	△12
目標を達成するための手段	人権の人権に関する理解・関心の度合いに応じて人権啓発活動を行ない、人権相談・調査救済体制の整備を図る	国民の人権問題に対する理解・関心の度合いに応じて人権啓発活動を行なうとすると目標を達成する	人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与する	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費	人権の擁護の推進に必要な経費
要求省による政策評価													
<p>① 政策の必要性 近年、子ども、高齢者、障害のある人への虐待及び配偶者やパートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」等の人権が侵害される事案が後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような状況など、人権侵害被害者の実効的な救済・支援のための取組を強化することはともに、引き続き人権尊重理念の普及高揚を図り、人権侵害の防止に努めていくことが必要である。</p> <p>② 政策の有効性 全ての国民に対して人権尊重理念の普及を図つていくために、人権問題について考えてもらいう機会を少しでも多く提供することが重要であり、人権啓発フェスティバル等のイベント的要素を取り入れた啓発活動は、明るく楽しい雰囲気の中で、自然な形で人権問題に興味を持つてもらう場を提供することが可能であり、アンケート調査結果を見ても、高評価を得ており、このような活動は、人権尊重理念普及の第一歩として有効な手段と考えられる。</p> <p>③ 政策の効率性 多くの来場者が後を絶たない状況を考慮すると、今後も引き続き、人権啓発の更なる推進及び人権相談・調査救済体制の取組を整備することが重要と考えられる。また、人権相談・調査救済体制の整備に伴う人権問題に対する理解・関心の度合いに応じて人権啓発活動を行うとともに、人権相談・調査救済体制の整備について、前年度と比較すると大幅に増加しており、実効的な被害者救済に役立つものとして、当該施策は効率的であると考えられる。</p> <p>④ 予算要求への反映内容 深刻な人権侵害事が後を絶たない状況を考慮すると、今後も引き続き、人権啓発の更なる推進及び人権相談・調査救済体制の取組を整備することが重要と考えられる。また、人権相談・調査救済体制の整備に必要な経費の予算要求を行った。</p>													
政策評価結果の活用状況													
<p>政策評価の結果、本政策を引き続き実施する必要性が認められ、また、効率的に実施されていることから、要求内容を精査の上、必要な予算を措置した。</p>													

所	管 外務省	政策名 海外広報、文化交流 (うち具体的な施策「海外広報」)				24年度			
		会計	組織(勘定)	項目	事項	当初予算額	要求額	合計	政策結果の活用額(削減額)
予 算 科 目	一般会計	外務本省 在外公館	広報文化交流及報道 対策費	海外広報及び文化交流に必要な経費		14,731 (721)	15,144 (1,095)	14,181 (570)	△52 (△41)
政策の概要 目標を達成する手段 ためた	海外における対日理解を増進し、日本外交を開拓するまでの環境を整備すること。 ①政策広報(日本の政策に対する理解と信頼の向上を目指した戦略的広報及び国益擁護のための情報発信) ②一般広報(日本に対する基本的な理解の促進、親日感の醸成、日本魅力発信事業を含む。) ③教育広報 ④広報環境調査(対日世論調査等)	達成しようとする目標	達成しようとする目標	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び日本の政策への理解を促進すること。					
要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価									
<p>① 政策の必要性 近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、日本の政策(特に外交政策)及び一般事情に関する理解を広め、対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、日本の外交政策の効果的な実現及び安全保障に資するものであり、日本の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。さらに近年、新興国の経済的発展を背景に日本の相対的なプレゼンスの低下が懸念される中、海外における発信に一層力を入れていく必要がある。</p> <p>② 政策の有効性 海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び日本の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。</p> <p>③ 政策の効率性 在外公館の広報事業について、各公館における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、講師派遣等の複数箇所の巡回や一定の滞在期間の確保を図る等、支出の一層の効率化に努めている。実際、在外公館の働きかけによってジャパン・ビデオ・トピックスの提供先である外務省(局)は10局増加する等、投入資源量の減少にも拘わらず諸外国における対日理解の促進及び親日感の醸成に向け一定の成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。</p> <p>④ 予算要求への反映内容 評価結果を踏まえ、日本の政策発信及び各種媒体の特性を活かした海外広報活動を強化する必要があることから、インターネット発信関連経費、海外向け政策論調発信事業費、日本事情発信資料の作成経費、クールジャパン関連発信経費など必要な経費を要求した。</p>									

(単位:百万円)

所 算 科 目	管 理 方 法		政策(勘定)	組織	項目	事項	23年度		24年度	
	会計	一般会計					当初予算額	要求額	合 計	府 政 業 務 費
政策の概要	地域や子どもたちの事情に応じた教育を可能とするとともに、保護者や地域住民が学校運営の状況について把握し、積極的に参画できるようとする。	文部科学本省	初等中等教育等振興費	信頼される学校づくりに必要な経費	達成しようとする目標	地域の実情に応じて信頼される学校づくりの推進のための様々な取組を支授することにより、学校と地域との一体感が一層強化され、地域住民が学校運営の促進や質の高い教育の提供により、よりよい学校教育の実現を目指す。	207 (200)	193 (180)	162 (150)	△30
目標を達成する手段	信頼される学校づくり、地域とともににある学校の実施、その成果の集約・分析、関係団体等との連携・協力の推進、調査研究会の開催などによる情報発信など普及啓発を実施。	信頼される学校づくりの促進を支援する調査研究会の開催、制度説明会等の開催やホームページ等による情報発信などを実施。	目標の達成度合いを測る方法	学校関係者評価実施率 ・調査研究事業の委嘱後学校運営協議会を設置した学校の割合 ・単位制高等学校数 ・中高一貫教育校数	いわゆる方	学校の実情に応じた多様な取組を支授することは必要と認められる。				

要 求 省 府 に よ る 政 策 評 価

- ① 政策の必要性
教育基本法(平成18年改正)第13条に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携及び協力」が掲げられ、教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定)において「家庭・地域と一緒にとした学校の活性化」等が掲げられていること、また、有識者による調査研究協力者会議において、コミュニケーション・スクールや学校関係者評価の一層の導入拡大・実効性の向上等を推進すべきとの提言を受けていることなどから、各地域ごとの課題を解決しつつ、全国でコミュニケーション・スクール等が促進されるよう国として支援していくことが必要である。

- ② 政策の有効性
教育基本法や教育振興基本計画を踏まえて、国として目指すべき学校の在り方を示しつつ、地域や学校の実情に応じた多様な取組を支援することで、各地域における学校の普及啓発を通じて、全国の地域・学校における地域どもにある学校づくりを促進する上で有効であると考える。

- ③ 政策の効率性
調査研究の実施を広く全国に普及啓発することができた。全国における制度等の説明会を、説明を希望する地域ど協働で開催するなど、効率的に普及することができた。

- ④ 予算要求への反映内容
調査研究協力者会議から指摘された地域どもにある学校づくりの促進に向けたコミュニケーション・スクール等について、協議の形骸化の解消など、これまで事業を行ってきた中で明らかになつた課題を解決するための方策を調査研究する経費を新規要求し、さらに予算の執行状況等を反映して要求額の重視化を図った。

財 务 省 の 参 考 方

- ① 政策の必要性
教育基本法(平成18年改正)第13条に掲げられた「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携及び協力」について、全国の地域・学校における地域どもにあら学校づくりを促進するうえで、地域・学校の実情に応じた多様な取組を支授することは必要と認められる。
- ② 政策の有効性
各地域・学校における成果の集約・分析及びその普及啓発を行ふことで、全国の地域・学校における地域どもにあら学校づくりを促進することができるが、また、本政策が着実に浸透されていることから政策の有効性は認められるが、これまでに明らかになった課題を解消するための具体的な方策について調査研究すべきである。
- ③ 政策の効率性
調査研究事業により、一定の成果が得られたと考えられることから、事業規模を縮減するなど、事業全体の更なる効率化を図るべきである。
- 政策評価結果の活用状況
政策に予算の重点化を図るとともに、コミュニケーション・スクール等の導入拡大等を推進するための既存事業については、一定の成果が得られたと考えられるため事業規模を縮減するなど、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。

所	管	文部科学省	政策				ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進及び倫理的課題等への取組(うち、ライフサイエンス分野の研究開発の推進等に必要な経費)				24年度		
			会計	組織(勘定)	項目	事項	当初予算額	要求額	合計	政策	府	案	審定における政策評価の結果の活用額(削減額)
予 算 科 目	一般会計	文部科学省	研究開発推進費	ライフサイエンス分野の研究開発の推進等に必要な経費	達成しようとする目標	17,027	18,464	16,294				△ 751	
政 策 の 概 要	「生命現象の統合的理解」を目的とした研究を推進するとともに、「研究成果の実用化のための橋渡し」等の推進、および「世界最高水準のライフサイエンス基盤」の整備を重視し、国民への成果還元を抜本的に強化する。	脳科学研究戦略推進プログラム、革新的タンパク質・細胞解析研究イニシアチブ、橋渡し研究支援推進プログラム、再生医療の実現化プロジェクト等	目標達成する手段	目標測定度合い方	目標測定度合い法	1 累積された知識、技術を活用し、医学・薬学への貢献、産業応用に向けて生命現象のさらなる解明を図る。2.革新的がん医療技術や臨床研究、臨床への橋渡し研究などを通じ、先端的医療の実現に必要な知識・技術の開発、社会の安全・安心の確保に必要な環境の整備を図る。3.新規・再開発医療技術など、社会の安全・安心の確保に必要な知識・技術の開発、社会の安全・安心の確保に必要な環境の整備を図る。4.ライフサイエンス研究を支える世界最高水準の基盤を整備する。							
要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価													
<p>① 政策の必要性 ライフサイエンス研究の貢献や産業競争力の国際比較と重要度を踏まえると、知的資産の増大、経済的效果、社会的効果、国際競争力確保の観点から、これまで国が推進してきた領域について、引き続き重点的な投資を行う必要がある。「再生医療の実現化プロジェクト」においては、基礎研究を引き続き推進することが重要である。その一方で、早期の再生医療の実現を目指して、切れ目無く実用化に向けたシーケンスを発掘して、関係省との協働により、基礎研究から臨床研究までの一貫した支援が必要である。また、本事業等において、多數の疾患特異的iPS細胞が樹立されており、今後は疾患特異的iPS細胞を用いた疾患発症機構の解明、創薬研究や治療法の開発等を関係省が緊密に連携して進め、基礎研究の成果を還元することが重要である。</p> <p>② 政策の有効性 本事業の実施により、1.医学・薬学への貢献や産業応用に向けた生命現象が解明される、2.先端的医療の実現に資する知見が蓄積される、3.社会の安全・安心の確保に必要な知識・技術の開発および人材が養成される、4.研究支援のための基盤が整備される、5.国家的・社会的要請の高い研究分野が推進される、といった効果が見込まれる。また、ライフサイエンス分野の研究開発を着実に推進することにより、国民の健康長寿や安全の確保の実現、食料自給率向上や産業競争力強化および新産業創出に大きく貢献することが期待される。</p> <p>③ 政策の効率性 各事業の実施にあたっては、推進委員会・評価委員会を組織し、採択課題及び機関における役割分担を明確にするほか、今後の課題及び推進方策について検討し、効率的な事業の実施を図つていると認められる。</p>													
<p>政策評価結果の活用状況 政策評価の結果を活用し、「第4期科学技術基本計画」の重要な柱となっているライフサイエンスについて、ニーズが高く、我が国が強みを有する事業に重点化して実施する等、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。</p>													
<p>要 求 へ の 反 映 内 容</p> <p>① 予算要求への反映内容 引き続き、ライフサイエンスの推進に向けて適切に事業を実施するためには予算を確保しつづける。 ② 政策評価結果の活用状況 政策評価の結果を活用し、「第4期科学技術基本計画」の重要な柱となっているライフサイエンスについて、ニーズが高く、我が国が強みを有する事業に重点化して実施する等、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。</p>													

所	管 厚生労働省	政 策 策 名			個別労働紛争の解決の促進を図ること	24年度		
		23年度 当初予算額	要 求 類 合 計	政 府 案		審定における政策評価の結果の活用額(削減額)		
予 算 科 目	会 計	組 織 (勘定)	項 項	事 項				
	①一般会計 ②労働保険特別会計	①都道府県労働局 ②労災・勘定／雇用勘定	①、②個別労働紛争対策費	①、②個別労働紛争対策に必要な経費		1,620	1,533	△ 17
政 策 概 要	労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という)を事情に即して迅速かつ適正に解決するため、総合的な個別労働関係紛争解決システムの整備を図る。			達成しようとする目標	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること。			
目標を達成する手段 ためため	①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談等、②都道府県労働局長による助言・指導、③紛争調整委員会によるあつせん			目標達成度合い法	モニタリング調査(紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言・指導の処理期間1ヶ月以内のものの割合90%以上及びあつせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合90%以上)			

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性

社会経済情勢の変化に伴い、企業組織の再編や企業の人事労務管理の個別化等を背景として、解雇、労働条件の引下げをはじめとした労働分野の様々な紛争が増加しており、労働局に寄せられる相談も近年増加傾向にある。このような相談の中には、法令に違反する事項を含む場合があり、労働条件等に関する専門職員により違反の是正を図る労働基準監督署や雇用に関する様々な法令に基づき行政指導を行う公共職業安定所において、まずはは処理を行うことが適当なものも多く、これらの機関を有する国において、ワントップの相談窓口(総合労働相談コーナー)で対応することが必要であり、事業を処理する上でも効率的である。これに加えて、ワンストップ・サービスの観点から、法律に違反しないものの何らかの紛争(民事上の個別労働紛争)がある場合にも、その解決を促進する必要があることから、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあつせんにより紛争解決の促進を図っているところである。

② 政策の有効性

制度の趣旨に沿った迅速かつ適正な処理が行われることで、多くの紛争当事者にとって有効な紛争解決手段として利用され、あつせん申請受理件数は減少したものとの、民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数ともに高止まりを続けていることから、個別労働紛争解決制度が簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として有効に機能していると評価できる。

③ 政策の効率性

個別労働紛争解決制度の利用件数が高水準で推移している中で成果指標を達成しており、効率的な制度のほとんどについて迅速な処理が図られており、限られた予算、人員で、制度が効率的に運用されていると評価できる。

④ 予算要求への反映内容

モニタリング結果を踏まえ、効率的な制度運用を継続するために、引き続き必要な経費を適切に要求している。

財 務 省 の 考 え 方

① 政策の必要性

平成22年度の個別労働紛争解決制度の施行状況については、過去最高を記録した平成21年度に引き続き高水準で推移しており、紛争の解決を促進する当制度の必要性は依然として高いことが認められる。

② 政策の有効性

平成22年度においては、あつせん申請受理件数は減少したものとの、民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出受付件数ともに高水準であることから、個別労働紛争解決制度が簡易、迅速かつ無料で利用できる紛争解決手段として多くの紛争当事者にとって有効に機能していると評価できる。

③ 政策の効率性

24年度要求においては、政策評価結果や執行実績等を勘案し、減額の要求がなされる等適切に見直しが行われていると認められる。

政策評価結果の活用状況

本施策の事業実施件数が高水準で推移している中で成果指標を達成しており、効率的な制度運用が図られていることは認められるところであるが、予算の更なる効率的な活用という観点から直近の執行実績等の精査を行い、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を増置した。

(単位:百万円)

所	管 厚生労働省	政 策 築 名	福社サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る (うち中央福祉人材センター運営事業)
予 算 科 目	会計	組織(勘定)	項 事 項
政策の概要	一般会計 厚生労働本省	社会福祉諸費	福祉サービス提供体制確保の推進に必要な経費(うち中央福祉人材センター運営事業)
目標を達成するための手段	質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備するため、福祉人材の資質向上と量的確保を促進する。 ①全国的な福祉人材情報システムの運営、②都道府県福祉人材センターの業務に関する指導、連絡調整、職員研修	達成しようとする目標	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る 介護保険施設等において、介護の業務に従事している者のうち、介護福祉士有資格者数(実人員) 社会福祉施設等において、相談援助業務に従事している者のうち、社会福祉士有資格者数(実人員)

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性
少子・高齢化の進展により福祉人材への期待が高まっている中、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応するための高い論理と技術を習得した人材が求められており、その質の確保・向上を図ることが必要。

② 政策の有効性
質の高い福祉・介護サービスを確保するためにには、サービスの担い手となる人材の資質の向上を図ることが不可欠の要素であり、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面で有効性が認められる。

③ 政策の効率性
(政策目標に係る指標) 21年度実績536,574人(対17年度比171.3%)、社会福祉士の就業者数:21年度実績24,224人(対17年度比116.9%)

④ 政策の投入量が減少傾向にある中、福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は着実に伸びており、質の高い福祉・介護サービスを提供するための基盤整備の推進について、効率的に進められていると評価できる。(20年度当初予算額61,432千円→24年度要求額39,480千円(対20年度比▲35.7%))

④ 予算要求への反映内容

福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数の推移についてみると、平成17年から平成21年までの間で、社会福祉士約10.3万人、介護福祉士約22万人が増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援することが必要である。

財 务 省 の 考 え 方

① 政策の必要性
福祉・介護人材の確保は、福祉・介護サービスの充実強化を図るために重要性が高まつております。中央福祉人材センター運営事業についても一定の必要性が認められる

② 政策の有効性
政策目標に係る指標とされている介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は着実に伸びており、中央福祉人材センター運営事業を通じた間接的な支援が有効に働いていると評価できる。

③ 政策の効率性
本政策目標の測定に係る指標は順調に伸びてますが、24年度の中央福祉人材センター運営事業費が図られている旨の評価がされており、更なる効率化の余地が認められる。

④ その他
中央福祉人材センターは、福祉・介護人材の確保に資する取り組みをより効果的に行うとともに、事業内容については不断の見直しに努めるべき。

政策評価結果の活用状況

24年度の中央福祉人材センター運営事業費は、対前年度同額の要求がなされたものの、予算額を増加させることなく効率的な政策実施が図られていることにより、所要額の精査を行った。

所	管	農林水産省		政 策 名		食の安全と消費者の信頼の確保		24年度	
		会計	組織(勘定)	項	項	当初予算額	要 求 額 合 計	政 府 索	査定における政策評価の結果の活用額(削減額)
予 算 科 目	一般会計	農林水産本省	食の安全・消費者の信頼の確保対策費他	食の安全と消費者の信頼の確保	食品安全と消費者の信頼の確保対策に必要な経費他	21,925	21,335	21,175	△5
政 策 の 概 要	食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大	達成しようとする目標	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容限取量を超えないレベルに抑制、フードチェーンにおける安全管理の取組の強化、食品表示の確実な改善						
目標を達成する手段	食品に対する消費者の信頼の確保	目標の達成度を定する方法	農林水産省の調査等を通じて実績値を把握し、各年度毎の達成目標に対する実績値の達成率を3つのランクA,B,Cで評価						
要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価									
<p>① 政策の必要性 国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上でリスク管理制度を講じる必要がある。</p> <p>② 政策の有効性 食品中のカドミウム等の危害要因調査を行い、リスクに見合った安全性向上対策を策定し、食品の生産・製造段階等における生産工程管理等にこれを組み込んでいくことは、有効性が認められる。</p> <p>③ 政策の効率性 「後始末より未然防止」の考え方を基本に、フードチェーン全体にわたりリスク低減することは、国民の深刻な健康被害や様々な段階での経済的な損失を未然に軽減し、最小限に抑えることが可能であるため効率的である。</p> <p>④ 予算要求への反映内容 リスク管理に必要なデータを収集し、国民の健康への影響が懸念される場合、科学的原則に基づき具体的なリスク管理制度を検討するとともに、フードチェーンにおける取組を拡大する。</p>									
<p>財 務 省 の 考 え 方</p> <p>① 政策の必要性 食品の安全性の向上や食品安全に対する消費者の信頼の確保のため、国民の健康に悪影響を及ぼすおそれのある危害要因について、実態を把握した上で適正なリスク管理を講じるとともに、フードチェーンにおいて、科学的取組等を実施する必要性が認められる。</p> <p>② 政策の有効性 食品中のカドミウム等の危害要因調査を行い、リスクに見合った安全性向上対策を策定し、食品の生産・製造段階等における生産工程管理等にこれを組み込んでいくことは、有効性が認められる。</p> <p>③ 政策の効率性 フードチェーン全体にわたりリスク低減することにより、国民の深刻な健康被害や様々な段階での経済的な損失を未然に軽減し、それらを最小限に抑えることが可能であるため、政策の効率性が認められる一方で、より一層の効率化を図る必要がある。</p> <p>④ 政策評価結果の活用状況 本政策を引き続き実施する必要性や本政策の有効性は認められるものの、政策評価の結果を活用し、効率性の観点から、内容を精査の上、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。</p>									

所管 経済産業省 政策名 中小企業の経営支援策(うち新事業活動促進支援事業)							24年度				
予算科目	会計		組織(勘定)		項目		当初予算額	要求額	合計政務官	府県	査定における政策評価の結果(削減額)
	一般会計	中小企業庁	経営革新・創業促進費	経営革新・創業促進に必要な経費							
政策の概要	中小企業が、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法により認定された事業計画に基づき行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取り組みを支援する。農商工連携の推進のため、様々なネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小工商業者と農林漁業者の連携体構築を支援する取り組みを支援する。	達成しようとする目標	農商工等連携促進法等に基づき認定された事業計画に基づき行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取り組みを支援する。農商工連携の推進のため、様々なネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小工商業者と農林漁業者の連携体構築を支援する取り組みを支援する。	達成しようとする目標	農商工等連携促進法等に基づき認定された事業計画に基づき行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取り組みを支援する。農商工連携の推進のため、様々なネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小工商業者と農林漁業者の連携体構築を支援する取り組みを支援する。	達成しようとする目標	3,135	2,201	2,001	△ 200	
目標を達成する手段	中小企業が、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法により認定された事業計画に基づき行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取り組みを支援する。農商工連携の推進のため、様々なネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小工商業者と農林漁業者の連携体構築を支援する取組みに対する補助	目標の達成する方法を測る方	中小企業が、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法により認定された事業計画に基づき行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取り組みを支援する。農商工連携の推進のため、様々なネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小工商業者と農林漁業者の連携体構築を支援する取組みに対する補助	目標の達成する方法を測る方	中小企業が、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法により認定された事業計画に基づき行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取り組みを支援する。農商工連携の推進のため、様々なネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小工商業者と農林漁業者の連携体構築を支援する取組みに対する補助	目標の達成する方法を測る方					

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性
農商工等連携促進法等に基づき認定された中小企業自らがターゲットを明確にした戦略的な新商品・新サービスの取組を支援することにより、中小企業の新事業活動を促進させる必要がある。

② 政策の有効性
中小企業が新になにかしらの連携の活発化や地域資源、経営資源を有効に組み合わせた新事業活動に対する支援を図っている。

③ 政策の効率性
効率的な執行を確保するため先進的取組やモデル性の高い計画に基づく取組等に限定したうえで事業を実施している。

④ 予算要求への反映内容
中小企業の活性化・健全な発展を図るべく、中小企業における新事業活動の促進等を支援する必要があることから、新商品・新サービスの取組への支援に必要な経費を要求。

財 務 省 の 考 え 方

① 政策の必要性
中小企業の活性化等のための取組への支援の必要性は認められる。

② 政策の有効性
他分野の事業者との連携の活発化や地域資源、経営資源を有効に組み合わせた支援を行っている一方、政策評価結果において、新事業活動について市場志向型ハシズオン支援事業による法認定率の状況を踏まえ、今後、より事業者にとって効果的・効率的に支援を実施できるよう事業運用体制の見直し等を踏まえ検討を行う、とされていることを踏まえた対応を行つ必要がある。

③ 政策の効率性
効率性の観点からも、上記②と同様に政策評価結果を踏まえた対応を行う必要がある。

政策評価結果の活用状況
本事業に係る政策目標の見直しを進めるとともに、目標を達成するための重点化等、事業全体の効率化を図った上で所要の予算措置を行つた。

(単位:百万円)

所	管	国土交通省	政	策	名	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する						
予算科目	会計	組織(勘定)	項	事項			23年度	当初予算額	要 求 額	合	計 政 府	24年度
政策の概要	一般会計	国土交通本省	景観形成推進費	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する				164	130	103		△ 27
目標を達成するための手段	○民間資金の導入による町家等歴史的建造物の修理・活用等の促進 ○伝統的な歴史まちづくりの専門家組織の育成 等			達成しようとする目標	・景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数 ・景観計画に基づき取組を進め地域の数 ・歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の数							

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

- ① 政策の必要性
景観に優れた魅力ある国土・観光地づくりの推進は、地域振興・活性化の実現に効果的であることから、景観上重要な建造物や樹木、地域固有の歴史資産等の保全・活用に向けた取組みは、地域振興・活性化の実現に効果的。

- ② 政策の有効性
歴史的まち並みの保全・活用を行う地方公共団体は数多くあるが、歴史的建造物の保存・活用は地方公共団体の財政的制約により限りがある。
「歴史的風致維持向上推進等調査」により、民間資金の導入による町家等歴史的建造物の修理・活用等の促進及び伝統的な歴史まちづくりの専門家組織の育成等が図られ、地方公共団体の公的資金を投入することなく、継続的に多くの歴史的建造物が修理・活用されることとなる。

- ③ 政策の効率性
従前に実施していた「歴史的環境形成総合支援事業」による補助事業は、個々の市町村の個別の課題解決に助成し成果を上げてきたところであるが、「歴史的風致維持向上推進等調査」では、歴史的風致維持向上に推進に關する共通課題について、全国で活用可能な制度の枠組みの検討が可能となり、同じ課題を抱える市町村の歴史的風致維持向上の取組の支援が可能となる。

- ④ 予算要求への反映内容
政策評価結果等を踏まえ、地方公共団体の個別の課題に対して支援してきた「歴史的環境形成総合支援事業等」を廃止することとし、地方公共団体の歴史的風致維持向上推進に關する共通課題について、全国で活用可能な地方の主体的取組を支援する方策として、「歴史的風致維持向上推進等調査」を新規に要求することとした。

財 务 省 の 考 要 方

- ① 政策の必要性
景観上重要な建物や樹木、地域固有の歴史資産等の保全・活用に向けた取組みは、地域振興・活性化の実現に効果的。
- ② 政策の有効性
人材の確保・育成や民間資金の導入による公的資金に依存しない取組みにより、継続的な歴史的建造物の修理・活用を図ることから有効性は認められる。
- ③ 政策の効率性
「歴史的風致維持向上推進等調査」では、地方都市における取組みにおいて陸路どなつている歴史的建造物の保全における資金面や制度面、人材面の課題といった共通課題等について、モデル的な調査・実証事業を実施し、全国への普及を図るものであるが、箇所を絞り、より一層の効率化を図る必要がある。

政策評価結果の活用状況
政策評価結果の結果、従来の施策である「歴史的環境形成総合支援事業等」を廃止し、地方の主体的取組を支援する施策として「歴史的風致維持向上推進等調査」は、必要性・有効性は認められるものの、効率性の観点から、内容を精査し必要な予算を措置した。

(単位：百万円)

所	管 國土交通省	政 策 名	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る
予 算 科 目	会 計	組織(勘定)	事 項
一 般会計	①國土交通本省 ②地方運輸局	①國土交通統計調査費 ②地方運輸行政推進費	①國土交通統計に必要な経費 ②國土交通統計に必要な経費
政 策 の 概 要	現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行う。	達 成 し よ う と す る 目 標	統計調査の累積改善件数：1件(平成18年度)→11件(平成23年度までの累計) ・統計情報収穫ファイル件数：約5,000件(平成18年度)→約148,000件(平成27年度) ・ホームページへのアクセス件数：約448,000件(平成18年度)→約960,000件(平成27年度)
目標を達成するための手段	将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。	目 標 の 達 成 度 合 い 方 法	統計調査の累積改善件数、統計情報ホームページへの収録ファイル件数及びアクセス件数を把握し、目標に対する達成度合いを測定。

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性
現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、インターネットによる電子的な統計データの提供等を通じ、統計利用者の利便性の向上を図る施策は、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る上で必要性が高い。

② 政策の有効性
統計調査の改善、インターネットによる収録ファイル数の増強等を行ってきた結果、年度ごとの目標値を上回るホームページアクセス数の実績が確認されており、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るうえで、有効性は高いと評価できる。

③ 政策の効率性
平成20年から開始された、日本政府統計に関する情報のワンストップサービスである「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の本格運用に伴い、統計情報の提供方法の効率性等について検討及び運営・調整を行つており、一體的な統計情報の提供の促進に向けて、新たな統計ニーズへの対応とともに施策の効果的な展開を図りつつ、事業の効率性の向上を図つた。

④ 予算要求への反映内容
政策評価結果を踏まえ、統計調査の調査客体・調査項目・調査方法の効率性等について、政策・社会的ニーズに合致するよう精査を実施するとともに、さらなる行政記録情報の活用や民間委託の推進を図る等、調査の効率化や品質の向上を図り、要求額に反映した。

財 務 省 の 考 見 方

- ① 政策の必要性
国土交通省における市場・産業関係の統計調査については、国、地方公共団体の施策決定に資するものをはじめ、各種研究機関においても幅広く利用されていることから、本政策は必要性は認められる。
- ② 政策の有効性
ホームページアクセス数も目標値を上回る実績が確認されていることから、国、地方公共団体等において交通行政の効率的な推進を図るための基礎資料として幅広く利用されていると考えられるが、各種統計毎の数値目標が設定されていないため、統計ニーズへの対応を図る観点から、有効性の低い統計に対する見直しが実施されるよう、数値目標の設定についての検討が必要である。
- ③ 政策の効率性
本政策については、調査対象範囲の見直し等を実施するなど事業内容の見直しを行つたうえで予算要求が行われており、政策の効率性が認められる。

政策評価結果の活用状況
政策評価の結果を踏まえ、市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る予算を措置する一方、執行状況を反映し、各種統計に係る調査費の縮減を実施した。

所 管	環境省	政策 策 策		生物多様性の保全と自然との共生の推進 (うち、基礎的施策の実施及び国際的取組)
		会計	組織(勘定)	
予 算 科 目	一般会計	環境本省	生物多様性保全等 進費	生物多様性の保全等の推進に 必要な経費
政 策 の 概 要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのための必要な情報の収集・整備提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。	達成しようとする目標	生物多様性国家戦略2010に基づく施策の着実な実行、各種普及啓発事業の実施、生物多様性地域戦略の策定促進、国際的枠組への参加と議論の積極的リード等。	生物多様性の保全と自然との共生を推進するまでの国際的取組みは、我が国の生物多様性の保全のためにも必要であると認められる。
目標を達成するための手段	生物多様性国家戦略2010に基づく施策の着実な実行、各種普及啓発事業の実施、生物多様性地域戦略の策定促進、国際的枠組への参加と議論の積極的リード等。	達成しようとする目標	生物多様性の保全と自然との共生を推進する方針	①「生物多様性の認識状況」、②生物多様性地域戦略策定着手済数、③全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備面積の割合

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

① 政策の必要性

生物多様性の恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図るために、生物多様性国家戦略2010に基づき、着実な成果をあげていくことが必要。生物多様性の保全と持続可能な利用は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的な連携の強化を図る必要がある。

② 政策の有効性

生物多様性国家戦略2010に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域の生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に実施され、目標達成に向け一定の進展があつた。例えば、生物多様性地域戦略の策定状況などについては、平成22年度末で20都道府県が策定または策定着手するなど、着実に進歩している。平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、議長国として議論をリードし、2011年以降の生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や、遺伝資源の取得と利益配分に関する「名古屋議定書」等合計47の決定を採択するなどの大きな成果をあげた。

③ 政策の効率性

生物多様性にに関する情報の収集、生物多様性総合評価の実施などにより、生物多様性国家戦略2010の進捗状況及び目標の達成状況を検証し、施策に反映していくことは戦略の推進効率的に実施していくために重要。

④ 予算要求への反映内容

政策評価の結果、施策の効果は認められるが、引き続き目標達成に向け努力していく必要があります。政策評価の結果、施策の効果は認めながら、必要な予算を要求したところ。

財 務 省 の 考 元 方

① 政策の必要性

生物多様性の保全と自然との共生を推進するまでの国際的取組みは、我が国の生物多様性の保全のためにも必要であると認められる。
② 政策の有効性
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)での議長国としての「名古屋議定書」採択など、国際的取組みは確実な成果を上げていることから、当該政策は有効であると認められる。

③ 政策の効率性

生物多様性戦略2010の進捗状況などの検証を行いながら、効率的な執行に努めているものの、一部目標においては目標値に近づきつつある状況であることを踏まえれば、より一層の効率化を図ることが可能である。

政策評価結果の活用状況

政策評価の結果を活用し、当該政策についてには、着実に目標達成に近づいている状況を踏まえ事業規模を縮減する等、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。

① 政策の効率性

生物多様性にに関する情報の収集、生物多様性総合評価の実施などにより、生物多様性国家戦略2010の進捗状況及び目標の達成状況を検証し、施策に反映していくことは戦略の推進効率的に実施していくために重要。

② 政策の効率性

生物多様性にに関する情報の収集、生物多様性総合評価の実施などにより、生物多様性国家戦略2010の進捗状況及び目標の達成状況を検証し、施策に反映していくことは戦略の推進効率的に実施していくために重要。

(単位:百万円)

所	管 防衛省	政 策 策 名			研究開発の推進 (うち、潜水艦用新魚雷の開発)	24年度			
		会計	組織(勘定)	項 項		当初予算額	要 求 類 合 計	政 府 案	審定における政策評価の 結果の活用額(削減額)
予 算 科 目	一般会計	防衛本省	研究開発費	研究開発に必要な経費	127,239 (-)	149,364 (3661)	127,317 (3486)	△ 175	
政 策 概 要	高度化するセンサ探知距離の低下に対応するとともに、各種艦船への効果的な攻撃を可能とする潜水艦用新魚雷を開発する。	高度化する魚雷欺まん装置及び浅海域における海面残響等によるセンサ探知距離の低下に対応するとともに、各種艦船への効果的な攻撃を可能とする潜水艦用新魚雷を開発する。	達成しようとする目標	研究開発に必要な経費	127,239 (-)	149,364 (3661)	127,317 (3486)	△ 175	
目 標 を 達成 す る 手 段 た め	試作品の設計製造を実施するとともに、技術試験及び実用試験を実施する。	試作品の設計製造を実施するとともに、技術試験及び実用試験を実施する。	目標測定する方法	平成24年度から平成27年度までにかけて試作を実施し、平成26年度から平成29年度までにかけて試験を実施する。	平成24年度から平成27年度までにかけて試作を実施し、平成26年度から平成29年度までにかけて試験を実施する。	平成24年度	24年度	24年度	

要 求 省 庁 に よ る 政 策 評 価

- ① 政策の必要性
高度化する魚雷欺まん装置及び浅海域におけるセンサ探知距離の低下に対応するとともに、各種艦船への効果的な攻撃を可能とするため、センサの広帯域化等を図り、さらに、最適命中点選択及び複数魚雷による同時攻撃の機能を可能とする潜水艦用新魚雷を開発するものであり、そのニーズが防衛省に限られることから、実施する必要がある。
- ② 政策の有効性
高度な魚雷欺まん装置に対する攻撃が可能となる装備品が実現される。
- ③ 政策の効率性
現行の89式魚雷の部品を活用することとしており、効率性が認められる。
- ④ 政策の変動要因
現行の89式魚雷の部品を活用することとしており、効率性が認められる。

財 務 省 の 考 え 方

- ① 政策の必要性
「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成22年12月17日 安全保障会議及び閣議決定)において、「(周辺)海空域の安全確保に努め、我が国の権益を侵害する行為に對して実効的に対応する。」と記載されている。本事業は、周辺諸国との水上艦艇及び潜水艦において魚雷防護技術が進む中、周辺海域の安全確保のため、潜水艦へ搭載する魚雷の対処能力の向上を図るものであり、必要性が認められる。
- ② 政策の有効性
本事業は、高度な魚雷欺まん装置に対する攻撃が可能となる装備品を有し、深海域から浅海域までのいづれの海域においても探知距離の低下が局限され、様々な艦船への効果的な攻撃が可能となる装備品が実現される。
- ③ 政策の効率性
現行の89式魚雷の部品を活用し、能力向上を図るセンサ、誘導制御部等に限定して技術的課題を効率的に解明する計画などは、新たに、経費面においては、新対潜用短魚雷の開発試作等の実績に基づき、対応する構成品等を比較及び検討することで開発経費を算出しており妥当なものとなっている。
- ④ 予算要求への反映内容
政策評価の結果を踏まえ、平成24年度概算要求を実施する。

- 政策評価結果の活用状況
政策評価の結果を活用しつつ、過去の開発で使用した部品の活用により、事業全体の更なる効率化を図り所要の予算を措置した。

(注)23年度当初予算額、24年度要求額における計数は、契約ベースである。